

「生涯活躍のまち」 づくりに関する ガイドライン



～別冊資料集～

令和5年3月改訂版

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

内閣府 地方創生推進事務局

目次

- 1. 「生涯活躍のまち」に関する取組の参考となる資料一覧……………3
- 2. 地域再生法(生涯活躍のまち関係部分)の解説……………6
 - I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について……………7
 - II 生涯活躍のまちの形成事業計画の作成について……………11

1. 「生涯活躍のまち」に関する取組の参考となる資料一覧

「生涯活躍のまち」の実現に向けた地方公共団体の取組が一層円滑に進められるよう、参考となる資料を下記のとおりお示ししております。これらを必要に応じて参照いただき、取組を推進する際の参考としていただければと思います。

○ガイドライン等に関する情報

新たな全世代・全員活躍型のコミュニティづくりを目指す「生涯活躍のまち」の推進のために自治体や事業者等に向けた基本的な考え方等を示すガイドライン等を掲載しています。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/shienmenu/#guideline>

【参考】過去の手引きやマニュアル等

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/tebiki.html>

○地域再生制度や地域再生計画に関する情報

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

(<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/index.html>)

【参考】地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/souseikoufukin.html>

【参考】地域再生計画認定申請マニュアル(総論・各論)

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>

○デジタル田園都市国家構想交付金に関する情報

「デジタル田園都市国家構想交付金」では、デジタル実装の取組を支援する「デジタル実装タイプ」、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援する「地方創生推進タイプ」や「地方創生拠点整備タイプ」を設け、デジタル田園都市国家構想の実現を推進しています。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

○地方公共団体に関する情報

地方公共団体の生涯活躍のまちに関する意向等の状況や取組内容等について、掲載しています。

・各地域の意向等調査

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/ikou/#ikou_chousa

・取組事例

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/#jireimap>

○有識者会議等に関する情報

生涯活躍のまちに関する有識者の検討会資料や考え方等、地方公共団体職員を集めた担当者会議について、掲載しています。

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/etc/#yuushikisha_kaigi

○調査研究事業等に関する情報 生涯活躍のまちに関する調査研究事業(安定的な事業運営基盤、事業推進体制、広域的支援意向等)について、掲載しています。

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/ccrc/etc/#chousa_kenkyu

○その他

上記にお示した情報のほか、「生涯活躍のまち」に関する関係省庁等の支援施策集や関係法令や通知等が、地方創生ポータルサイトにてご覧いただけます。

<https://www.chisou.go.jp/sousei/index.html>

○事業実施にあたってのKPI一覧

生涯活躍のまちは、全世代を対処とした分野横断的な施策であることから、関連する組織の柔軟な体制のもと、まちづくり、人材養成、農業や商工、雇用、地域福祉、疾病・介護予防、健康増進など様々な施策と連携して実施することが考えられます。以下に事業実施にあたり、想定されるKPIの例を記載します。

※具体的なKPIの設定にあたっては、事業の成果・進捗を測るため、水準感等に留意が必要です。詳細は、地域再生計画認定申請マニュアル(総論・各論)を参照ください。

KPI設定の例	機能※
多世代交流事業の参加者数	交流・居場所
多世代交流事業を通じて外国人が住民等と交流した数	交流・居場所
コミュニティ拠点の集客数	交流・居場所
コミュニティ拠点の利用者が居心地がよいと感じる人の割合	交流・居場所
コミュニティ拠点の年代別利用者層の状況	交流・居場所
小さな拠点の設置数	交流・居場所
地域の絆や支え合いの仕組みが形成されていると感じている人の割合	交流・居場所
住みよいところと思っている人の割合	交流・居場所
地域活動に積極的に参加している住民等の数	活躍・しごと
起業者数及び新規法人設立数	活躍・しごと
空店舗を活用した出店数	活躍・しごと
インターンシップ参加者数	活躍・しごと
医療福祉関連の新規雇用者数	活躍・しごと
高齢者(〇～〇歳)の新規雇用就労者数	活躍・しごと
若者(〇～〇歳)の雇用者数	活躍・しごと
拠点エリアにおける雇用人数	活躍・しごと
拠点エリアにおけるボランティア登録者数	活躍・しごと
テレワーカーの登録数	活躍・しごと
テレワーク施設の利用事業者数	活躍・しごと
過去1年間に地域活動に参加したことがある高齢者の割合	活躍・しごと
サービス付き高齢者向け住宅及び福祉施設の整備	住まい
子育て支援、就労支援、生きがい支援などが付いている(などが考慮されている)住まいの整備戸数	住まい
コミュニティとの関わりを意識した住宅の整備戸数	住まい
空き家率・空き家の利活用件数	住まい
中高年層(〇～〇歳)の健康活動参加者数	健康
健康経営プロジェクト参加者数	健康
健康寿命の延伸	健康
スポーツセンター利用者数	健康
スポーツサロン会員の会費(円)	健康
介護認定者数	健康
東京圏関西圏を中心としたUIJターン者数	人の流れ
若者(〇～〇歳)の転出数減少	人の流れ
拠点エリア(サービス付き高齢者向け住宅、介護保険施設、障がい者グループホーム)における居住者・入所者数	人の流れ
お試し住宅に宿泊して地域住民と交流した者の数(または割合)	人の流れ
移住相談件数	人の流れ
ワーケーション参加者数	人の流れ

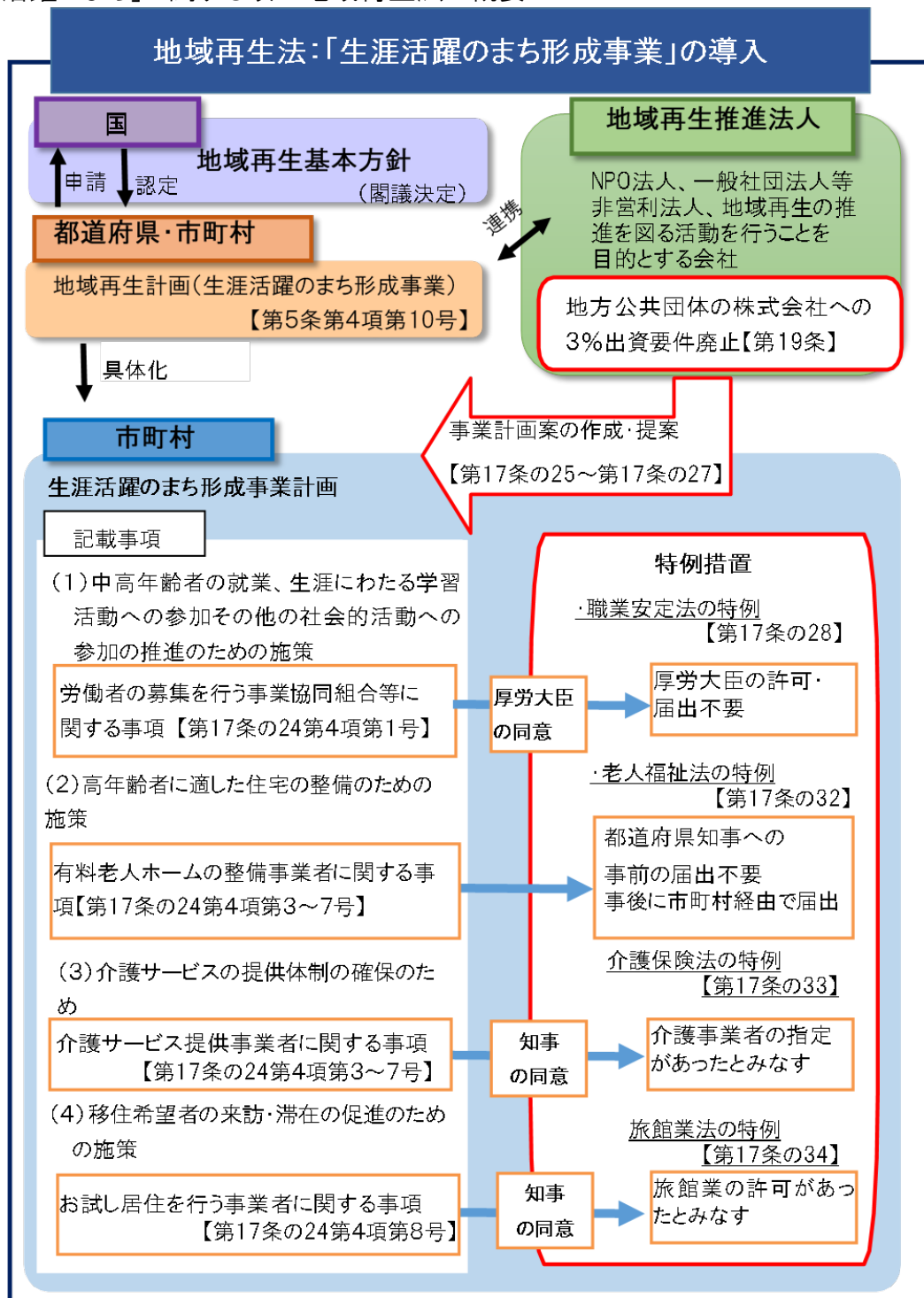
※機能は便宜的に分類しているものであり、複数の機能に跨ることもある。

2. 地域再生法(生涯活躍のまち関係部分)の解説

◎「生涯活躍のまち」の推進を図るため、平成28年の地域再生法の改正により、地域再生計画に「生涯活躍のまち」を形成するための枠組が構築され、認定を受けた地域再生計画に基づく取組に対して、事業者の手續を簡素化する特例措置が講じられることになりました。

◎この節では、「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の内容とともに、第4章で記載している地域再生計画と生涯活躍のまち形成事業計画の作成に関する詳細を解説します。

図:「生涯活躍のまち」に関する改正地域再生法の概要



I 生涯活躍のまち形成事業に係る地域再生計画の作成について

地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するものです。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政や法の特例等の支援措置を活用することができます。

平成28年の地域再生法改正により、「生涯活躍のまち形成事業」が地域再生計画の中に位置付けられ、生涯活躍のまち形成事業計画の作成及びそれに基づく法の特例措置が設けられました。すなわち、①地方公共団体は「生涯活躍のまち形成事業」を盛り込んだ地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができ、②地域再生計画の認定を受けた市町村は、事業の実施のため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができ、③この事業計画の作成により、法令の特例措置が利用できることとされています。

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 地域再生計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。二
地域再生を図るために行う事業に関する事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

十 生涯活躍のまち形成地域（人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会を形成して中高年齢者の居住を誘導し、地域の持続的発展を図ることが適当と認められる地域をいう。以下同じ。）において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業（以下「生涯活躍のまち形成事業」という。）に関する事項

① 生涯活躍のまち形成事業とは

「生涯活躍のまち形成事業」とは、法第5条第4項第10号において、生涯活躍のまち形成地域において、中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、高年齢者に適した生活環境の整備、移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進その他の地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業と定義されています。

ここでいう、

ア 中高年齢者の就業、生涯にわたる学習活動への参加その他の社会的活動への参加の推進、

イ 高年齢者に適した生活環境の整備、

ウ 移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在の促進

の3つは、「地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力ある地域社会の形成を図るために行う事業」の例示であり、これ以外の施策もこの「地域住民が生涯にわたり活躍できる魅力のある地域社会の形成を図るために行う事業」に当てはまるものであれば、生涯活躍のまち形成事業として、地域再生計画に記載することができます。

② 生涯活躍のまち形成地域とは

「生涯活躍のまち形成地域」とは、この生涯活躍のまち形成事業を行う地域をいい、事業を実施する地方公共団体が、人口及び地域経済の動向その他の自然的経済的社会的条件からみて、上記のような生涯活躍のまち形成事業を行うことが適当と認めて設定する地域を指します。すなわち、「生涯活躍のまち」の基本コンセプトを踏まえ、人口・雇用・サービスの状況等の地域の実情に照らし、各地方公共団体が適当と考える区域を特定することとなります。例えば、居住に必要なインフラや介護サービスなどが提供できないような地域については、その区域としてはふさわしくないと考えられます。

地域再生計画の認定申請の際には、生涯活躍のまち形成地域の具体的な場所が決定されている必要はありませんが、そのおおむねの区域を表示した縮尺 25,000 分の1以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の1以上の概況図を添付する必要があります(則第1条第1項第9号)。生涯活躍のまち形成地域の候補地が複数ある場合はその旨記載の上、当該複数の候補地の地形図及び概況図を添付してください。

○ 地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）
（地域再生計画の認定の申請）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

九 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

③ 地域再生計画の作成主体の名称

生涯活躍のまち形成事業は、コミュニティづくりを行う事業であるため、生涯活躍のまち形成地域の所在地となる市町村が責任をもって計画を作成する必要があります。協力して事業を実施する他の市町村と共同で地域再生計画を作成したり、都道府県と共同で地域再生計画を作成することも可能です（（地域再生基本方針5の3）①ハ）。

○ 地域再生基本方針（平成 17 年 4 月 22 日閣議決定・令和 2 年 3 月 31 日一部変更）（抄）

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

3) 地域再生計画の認定手続

① 地域再生計画の認定申請に当たっての手続

ハ 地域再生計画の認定申請を行う主体

地域再生計画の認定申請を行う主体地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生計画の認定を申請することができるものとする。

なお、都道府県及び市町村は、同一の区域を含んだ各々の地域再生計画を作成する場合には、必要な調整を自主的に行うことを前提とする。

④ 地域再生計画の記載事項

地域再生計画には、地域再生計画の名称(則第2条第1項第1号)、地域再生計画の作成主体の名称、地域再生計画の区域(法第5条第2項第1号)、地域再生計画の目標(法第5条第3項第1号)、地域再生を図るために行う事業に関する事項(法第5条第2項第2号、則第2条第1項第12号)、計画期間(法第5条第2項第3号)、地域再生計画の目標の達成状況に係る評価に関

する事項(則第2条第1項第2号)を記載することとされています。「地域再生を図るために行う事業に関する事項」としては、生涯活躍のまち形成事業に関する地域再生計画には、生涯活躍のまち形成事業の内容を地域再生計画に記載してください(則第2条第1項第12号)。地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第3章の3-2の2)を参照して記載してください。

○地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)(抄)
(地域再生計画の記載事項)

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

十 第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

生涯活躍のまち形成事業は、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、多世代の地域住民と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるコミュニティづくりを目指すものであり、原則として

- ア 中高年齢者の社会的活動への参加の推進に関する取組
- イ 高年齢者に適した住宅の整備に関する取組
- ウ 継続的なケアの提供体制の確保に関する取組
- エ 移住支援に関する取組

といった施策が行われる必要があります。地域再生計画にはそれぞれに対応する事業内容を記載することが想定されます。

また、地域再生計画に記載する生涯活躍のまち形成事業の内容は、地域再生計画の認定の判断に当たって、当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められることや、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることが判断できる程度に具体的である必要があります。例えば、生涯活躍のまち形成事業の事業主体が決定されている必要はありませんが、事業の主体が得られる見込みが高いこと、事業の実施スケジュールが明確であることが求められます((地域再生基本方針5の1)②及び③)

○地域再生基本方針(平成17年4月22日閣議決定・平成30年6月1日一部変更)(抄)

5 地域再生計画の認定に関する基本的な事項

1) 地域再生計画の認定基準

地域再生計画の認定基準は、法第5条第16項各号によるが、具体的な判断基準は、次のとおりとする。

- ① 地域再生基本方針に適合するものであること(第1号基準)
1の「地域再生の意義及び目標」に適合しており、かつ3)の「地域再生計画の認定手続」に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。
- ② 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること(第2号基準)
1の「地域再生の意義及び目標」に適合した地域再生を図るために必要な事業が記載されていることをもって判断する。(略)
- ③ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)
地域再生を図るために行う事業について、
イ 事業の主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
ロ 事業の実施スケジュールが明確であること
をもちて判断する。

⑤ その他の記載事項についての留意点

ア 地域再生計画の目標と目標の達成状況に係る評価に関する事項

地域再生計画の目標の設定に当たっては、原則として、定量的な値・指標を用いることとし、地域再生計画の計画期間満了時等に地方公共団体が効果測定を容易に実施することができるよう、具体的に設定してください。

地域再生計画に基づいて実施した事業の効果を検証し、必要に応じて地域再生計画を変更するという一連のプロセスを実行する(PDCAサイクルの確立)ため、地域再生計画の目標と、目標の達成状況に係る評価に関する事項(則第2条第1項第2号)を記載することとされています。目標設定の際には KPI(重要業績評価指標)を設定することが想定されます。

KPI としては例えば、生涯活躍のまち形成地域の入居者数や転入者数、生涯活躍のまち形成事業において雇用される労働者数等のアウトカム指標が考えられます。

地域再生認定申請マニュアル(総論)第3章の3-2の2)「『7 目標の達成状況に係る評価に関する事項』について」を参照し、目標等の効果測定に必要な指標の入手方法や、評価方法、評価結果の公表方法なども記載してください。

イ 計画期間(法第5条第2項第3号)

地域再生計画において掲げる目標を達成するための取組に要する期間として、始期と期間を示してください(例:地域再生計画認定の日から令和2年3月31日まで)計画期間の長短について特段の定めはありませんが、計画期間の設定にあたっては、地域再生計画に記載した取組を実施するために必要となる合理的な期間を設定してください。地域再生計画は概ね5年程度を計画期間とすることとしていますが、「生涯活躍のまち」の形成は短期間で実現するものではなく、長期的な展望の下に推進すべきものであるため、5年以上とすることも考えられます。

⑥ 地域再生計画の作成に当たっての留意点

地域再生計画の作成に当たっては、地域の特性や強み、地域資源の活用などを踏まえ、住み替え・移住対象をどうするか、対象区域をどの地域に設定するか、地域的な広がりをどうするか、地域包括ケアシステムの構築との連携などについても検討されることが望ましいと考えられます。

また、地域再生計画を踏まえた事業計画に今後盛り込む内容等を見据えつつ、中長期的な視点から、構想に関する事業の自立性や持続可能性を踏まえ、構想の推進に関する課題や事業実施におけるリスク、地域への効果などについても、しっかり議論をされることが重要です。

さらに、「高齢者居住安定確保計画」や「医療計画」、「介護保険事業計画」等関連する分野の諸施策と整合的なものとなるよう、必要に応じて協議・調整を行うようにしてください。

Ⅱ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成について

地域再生計画の認定を受けた市町村は、地域再生計画に記載した生涯活躍のまち形成事業に関する事項の具体的な実施を図るため、具体的な事業内容等を詳細に定める生涯活躍のまち形成事業計画を作成することができます。

生涯活躍のまち形成事業計画は、地域再生計画の作成主体である市町村のほか、都道府県知事、「運営推進機能」を担う事業主体（地域再生推進法人）、事業に参加する事業者等で組織された地域再生協議会における協議を経て作成することとされています。計画内容について関係者間で合意形成を図り、これを地域全体で共有を図るためです。

（地域再生協議会の構成員について②ア参照）

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 認定市町村は、協議会における協議を経て、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業の実施に関する計画（以下「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）を作成することができる。

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

① 生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項

ア 基本的記載事項（法第17条の24第3項各号）

（1）生涯活躍のまち形成地域の区域（法第17条の24第3項本文）

生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載してください。記載に当たっては、地番等を明記するほか、その区域がわかる地図を添付することも考えられます。

（2）中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第17条の24第3項第1号）

生涯活躍のまち形成地域における中高年齢者の健康でアクティブな生活を支援するため、認定市町村が行う社会的活動への参加の推進のための施策について記載してください。社会的活動には、就業や生涯学習以外にもボランティアなど幅広い活動が含まれます。法第17条の24第3項第1号においては、中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励が例示されています。

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

一 中高年齢者の就業の機会を確保するための就業に関する相談その他の援助、生涯にわたる学習活動への参加の機会を提供するための講座の開設及びその奨励その他の中高年齢者の社会的活動への参加を推進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(3) 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅及び当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項(法第 17 条の 24 第 3 項第 2 号)

生涯活躍のまち形成地域において、実際に整備する高齢者向け住宅の種類や数を特定するとともに、これを整備するために認定市町村が講ずる施策について記載してください。

高齢者向け住宅については、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが例示されていますが、それ以外にも高齢者の生活に適するよう改修した住宅なども想定されます。市町村が講ずる施策としては、必要な土地の確保、費用の補助が例示されています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

二 生涯活躍のまち形成地域において整備すべき高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。）、有料老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。以下同じ。）その他の高齢者に適した住宅をいう。以下この号において同じ。）及び必要な土地の確保、費用の補助その他の当該高齢者向け住宅を整備するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

また、高齢者向け住宅の整備と関連して、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）第 3 条に基づき、認定市町村が作成する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準に従い、当該認定市町村の生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者要件を定めた場合、当該要件に該当する者も入居対象者とする措置が設けられています。この国土交通大臣・厚生労働大臣が定める基準の概要は、以下のとおりです。

- ① 認定市町村の区域内の60歳以上の者や要介護認定・要支援認定を受けている者の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行うこと。
- ② バリアフリー化や状況把握サービス・生活相談サービスの提供等が義務付けられた住宅への入居が望ましいと認められる者を要件として定めること（例えば、健康な若年齢者など、当該住宅への入居を明らかに必要としない者の入居を許容する要件設定は行っていない）。

この入居者要件を定める場合は、サービス付き高齢者向け住宅の登録や指導監督を行う都道府県等と、地域再生協議会の場等において、入居者要件や実際の入居者の当該要件への適合性に係る指導監督の方法について協議を行ってください。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年国土交通省・厚生労働省令第 2 号）（抄）
（年齢その他の要件）

第三条 法第五条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件は、六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下単に「要介護認定」という。）若しくは同条第二項に規定する要支援認定（以下単に「要支援認定」という。）を受けている六十歳未満の者（地域再生法（平成十七年法律第四号）第十七条の十七第一項に規定する認定市町村が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画において、国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準に従い、当該計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めた場合においては、当該要件に該当する者を含む。）であって、次に掲げる要件のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 同居する者がいない者であること。
- 二 同居する者が配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下この号において同じ。）、六十歳以上の親族（配偶者を除く。以下この号において同じ。）、要介護認定若しくは要支援認定を受けている六十歳未満の親族又は入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者であること。

○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第三条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準（平成 28 年国土交通省・厚生労働省告示第 1 号）（抄）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十七第一項に規定する認定市町村（以下単に「認定市町村」という。）が、同法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画（以下単に「生涯活躍のまち形成事業計画」という。）において、当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載された同法第五条第四項第十号に規定する生涯活躍のまち形成地域（以下単に「生涯活躍のまち形成地域」という。）の区域内のサービス付き高齢者向け住宅の入居者について要件を別に定めるに当たって従うべき基準は、次のとおりとする。

- 一 当該生涯活躍のまち形成地域の区域及びその周辺に居住する六十歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定若しくは同条第二項に規定する要支援認定を受けている六十歳未満の者（以下「六十歳以上の者等」という。）が、サービス付き高齢者向け住宅への入居を希望しているにも関わらず、入居することができない事態が発生しないよう、当該認定市町村の区域内の六十歳以上の者等の人口の現状及び将来の見通し、サービス付き高齢者向け住宅事業の実態等を考慮して行わなければならない。
- 二 サービス付き高齢者向け住宅は、加齢対応構造等であって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項に規定する状況把握サービス及び同項に規定する生活相談サービスの提供等が義務付けられている住宅であることから、当該住宅への入居が望ましいと認められる者を具体的な要件として定めるものとし、例えば、健康な若年齢者等、サービス付き高齢者向け住宅を明らかに必要としない者の入居を許容する要件の設定を行ってはならない。

(4) 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス及び介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項（法第 17 条の 24 第 3 項第 3 号）

生涯活躍のまち形成地域での継続的なケアを確保するため、提供すべき介護サービスを特定し、その提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策について記載してください。提供すべき介護サービスとして、法では、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業が例示されていますが、それ以外の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスも含まれます。また、医療機関との連携など医療提供体制の確保に関する事項や生涯活躍のまち形成地域における地域包括ケアシステムの構築との連携方策について記載することも想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

三 生涯活躍のまち形成地域において提供すべき介護サービス（居宅サービス（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型サービス（同条第十四項に規定する地域密着型サービスをいい、同条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下同じ。）、介護予防サービス（同法第八条の二第一項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。）、地域密着型介護予防サービス（同条第十二項に規定する地域密着型介護予防サービスをいい、同条第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。以下同じ。）、第一号事業（同法第百十五条の四十五第一項第一号に規定する第一号事業をいい、同号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。以下同じ。）その他の介護保険に係る保健医療サービス及び福祉サービスをいう。以下同じ。）及び当該介護サービスの提供体制を確保するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(5) 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項(法第 17 条の 24 第3項第4号)

生涯活躍のまちへの移住や住み替えを希望する中高年齢者の来訪や滞在を促進するための施策について記載してください。法では、情報の提供、便宜の供与が例示されています。例えば、お試し居住、二地域居住などの取組も想定されます。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

四 生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者への情報の提供、便宜の供与その他の当該移住を希望する中高年齢者の来訪及び滞在を促進するために認定市町村が講ずべき施策に関する事項

(6) その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項(法第 17 条の 24 第3項第5号)

(1)から(5)までの事項以外に、独自に実施する施策を記載してください。また、認定市町村は、就業の機会の確保に関して都道府県、公共職業安定所、シルバー人材センター等と相互に連携を図りながら協力しなければならない(法第 17 条の 30) こととされており、また、中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関しても関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない(法第 17 条の 31)とされています。このような関係機関等との協力により実施する事項や、その他生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項があれば記載してください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四 （略）

3 生涯活躍のまち形成事業計画には、生涯活躍のまち形成地域の区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。

五 前各号に掲げるもののほか、生涯活躍のまち形成事業の実施のために必要な事項

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策についての協力）

第十七条の三十 認定市町村、都道府県、公共職業安定所並びに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和三十九年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合及び同条第二項に規定するシルバー人材センターは、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された認定市町村が講ずべき中高年齢者の就業の機会の確保に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策についての連携協力体制の整備）

第十七条の三十一 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された中高年齢者の生涯にわたる学習活動への参加の機会の提供に関する施策の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

イ 任意記載事項(法第 17 条の 24 第 4 項各号)

生涯活躍のまち形成事業計画に法第 17 条の 24 第 4 項各号に規定される事業者に関する事項(任意記載事項)を記載し、それぞれについて都道府県知事等の同意を得ると、労働者の委託募集に関する職業安定法の特例(法第 17 条の 28)、有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例(法第 17 条の 32)、介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例(法第 17 条の 33)、旅館業の許可に関する旅館業法の特例(法第 17 条の 34)を受けることができます。

(1) 労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

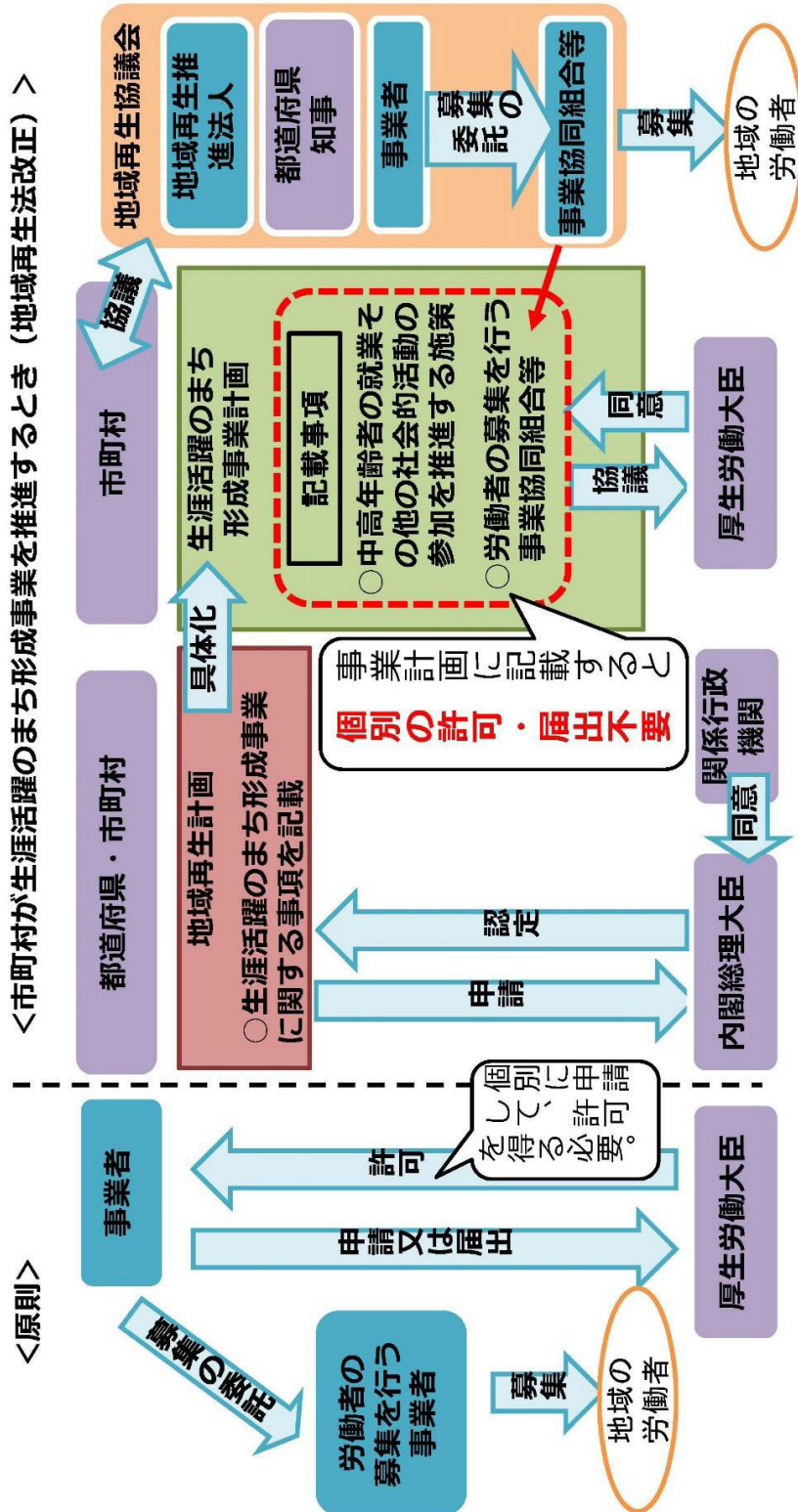
事業主が労働者の募集を被用者以外の者に委託する場合は、通常、厚生労働大臣の許可(無償の場合は届出)を受ける必要がありますが、法第 17 条の 28 第 1 項の職業安定法の特例を利用する場合は、地域再生協議会に加わっている事業協同組合等が傘下の中小事業主の委託を受けて生涯活躍のまち形成事業に携わる労働者の募集を行う場合は、その中小事業主から許可の申請や届出を行うことが不要となります。

例えば、商店街振興組合や商工組合、介護福祉事業協同組合等が地域再生協議会に加わっており特例を利用して傘下の中小事業主のために労働者の募集を行う場合が想定されます。

図：労働者の委託募集に関する職業安定法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（職業安定法関係）

- 現在、事業者が労働者の募集を他の者に委託する場合は、事業者は個別に厚生労働大臣の許可を申請したり届出を行わなければならない。（※有償委託の場合は許可、無償委託の場合は届出）
- 今般、地域再生法の改正により、事業組合等が地域再生協議会の構成員である事業者から委託を受けて労働者の募集を行う場合には、**市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて厚生労働大臣の同意を得ること、個々の事業者についての許可や届出が不要となるよう、特例措置を講ずる。**



- この特例を受ける事業協同組合等は
- (ア) 地域再生協議会の構成員であるもの
 - (イ) 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚労省令第2条各号で定めるもの
又は
一般社団法人で直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小事業主¹であるもの
(厚労省令第3条)
 - (ウ) 生涯活躍のまち形成事業計画に記載された事業の実施に関し必要な労働者の募集を行うもの
- が要件となります。

- この特例を利用する場合は、
- (ア) 生涯活躍のまち形成事業計画に委託を受けて労働者の募集を行う事業協同組合等に関する事項(法第17条の24第4項第1号)を記載し、
 - (イ) 必要書類(厚労省令第11条)を添付した上で、厚生労働大臣の同意(法第17条の24第5項)を得て
 - (ウ) 公表する
- ことにより、個々の中小事業主が許可や届出の手続をすることなく、事業協同組合等に募集を委託することができます。

- (イ)の厚生労働大臣の同意の基準は
- ・地域再生協議会を構成する団体であること。
 - ・生涯活躍のまち形成地域において生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
 - ・当該相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
 - ・構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、その募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

とされています(厚労省令第12条)。厚生労働大臣に対して協議を行う際は、当該基準に係る事項を記載した書類を添付し(厚労省令第11条)、事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長を経て、厚生労働大臣に提出してください。厚生労働大臣は同意をしたときは、所轄の都道府県労働局長を経て、同意通知書により当該同意に係る認定市町村に対して通知することとされています。なお、厚生労働大臣は、同意を受けた事業協同組合等(以下「同意事業協同組合等」という。)が法令及び同意基準を満たさなくなったと認められる場合など適当でなくなったと認めるときは、当該同意事業協同組合等に関する事項に関して、生涯活躍のまち形成事業計画に対する同意を取り消すことがあります。

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照してください。

¹ 国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。

○地域再生法（平成17年法律第24号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 協議会を構成する事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小企業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。次項及び第十七条の二十八第一項において同じ。）を直接若しくは間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（次項及び同条第一項において「事業協同組合等」という。）のうち、同条第二項の規定により労働者の募集に従事しようとするものに関する事項

5 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に前項第一号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の同意を得なければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該事項に係る事業協同組合等が、その構成員である中小事業主に対して介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、同意をするものとする。

（委託募集の特例等）

第十七条の十八 同意事業協同組合等（生涯活躍のまち形成事業計画に記載されている事業協同組合等であって第十七条の二十四第五項の同意に係るものをいう。以下同じ。）の構成である中小事業主が、当該同意事業協同組合等をして介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業（当該生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたものに限る。）の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該同意事業協同組合等が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成28年厚生労働省令第94号）（抄）

（法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるもの）

第二条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同組合小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 農業協同組合及び農業協同組合中央会
- 六 生活衛生同業組合であって、その構成員の三分の二以上が中小事業主（国及び地方公共団体以外の事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。）であるもの
- 七 酒造組合及び酒造組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が中小事業主であるもの
（法第十七条の二十四第四項第一号の一般社団法人の要件）

第三条 法第十七条の二十四第四項第一号の厚生労働省令で定める要件は、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

（法第十七条の二十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意）

第十一条 認定市町村は、法第十七条の二十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の二十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 協議会を構成する団体であること。
- 二 生涯活躍のまち形成地域において法第十七条の二十四第五項の介護サービスの提供に係る事業その他の生涯活躍のまち形成事業として行われる事業を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであること。
- 三 前号の相談及び援助を適切に実施するために必要な体制が整備されていること。
- 四 その構成員である中小事業主の委託を受けて労働者の募集を行うに当たり、当該募集に係る労働条件その他の募集の内容が適切であり、かつ、当該労働者の利益に反しないことが見込まれること。

なお、これらの事業協同組合等が、特例を活用して労働者の委託募集を行うときは法第17条の28第2項及び厚労省令第22条、第23条に基づきその主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所を経由して都道府県労働局又は厚生労働大臣に届出を行うとともに、報酬を得て労働者の委託募集を行う場合は当該報酬につき厚生労働大臣の認可を得る必要があります(職業安定法第36条第2項)。また厚労省令第24条に基づき、毎年度公共職業安定所長に労働者募集報告を提出する必要があります。これらの届出等の手続及び様式は「地域再生法に基づく委託募集の特例等に関する業務の取扱いについて(平成28年4月20日職発0420第6号各都道府県労働局長宛て厚生労働省職業安定局長通達)」を参照してください。

○地域再生法(平成17年法律第24号)(抄)

(委託募集の特例等)

第十七条の二十八(略)

2 同意事業協同組合等は、前項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則(平成28年厚生労働省令第94号)(抄)

(労働者の募集に関する事項)

第二十二条 法第十七条の二十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 募集に係る事業所の名称及び所在地
- 二 募集時期
- 三 募集職種及び人員
- 四 募集地域
- 五 募集に係る労働者の業務の内容
- 六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

(届出の手続)

第二十三条 法第十七条の二十八第二項の規定による届出は、同意事業協同組合等の主たる事務所の所在する都道府県の区域を募集地域とする募集、当該区域以外の地域を募集地域とする募集(以下この項において「自県外募集」という。)であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当しないものの別に行わなければならない。

(次条において「職業安定局長」という。)の定めるところによる。

(労働者募集報告)

- 2 法第十七条の二十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同組合等は、その主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所（その公共職業安定所が二以上ある場合には、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十三条の規定により当該事務を取り扱う公共職業安定所）の長を経て、第二十一条の募集にあつては同条の都道府県労働局長に、その他の募集にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、届出の様式その他の手続は、厚生労働省職業安定局長第二十四条 法第十七条の二十八第一項の募集に従事する同意事業協同組合等は、職業安定局長の定める様式に従い、毎年度、労働者募集報告を作成し、これを当該年度の翌年度の四月末日まで（当該年度の終了前に労働者の募集を終了する場合にあつては、当該終了の日の属する月の翌月末日まで）に前条第二項の届出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

(2) 有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

有料老人ホームを設置しようとする者は、通常、設置前に都道府県知事に届出を行う必要がありますが、法第 17 条の 32 の老人福祉法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された有料老人ホームについては、設置後一か月以内に市町村を経由して届け出ることができるようになります。

この特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業について、法第 17 条の 24 第4項第2号及び厚労省令第4条第1項各号に規定する以下の事項を記載し、同条第2項に規定する事項を記載した書類を添付してください。

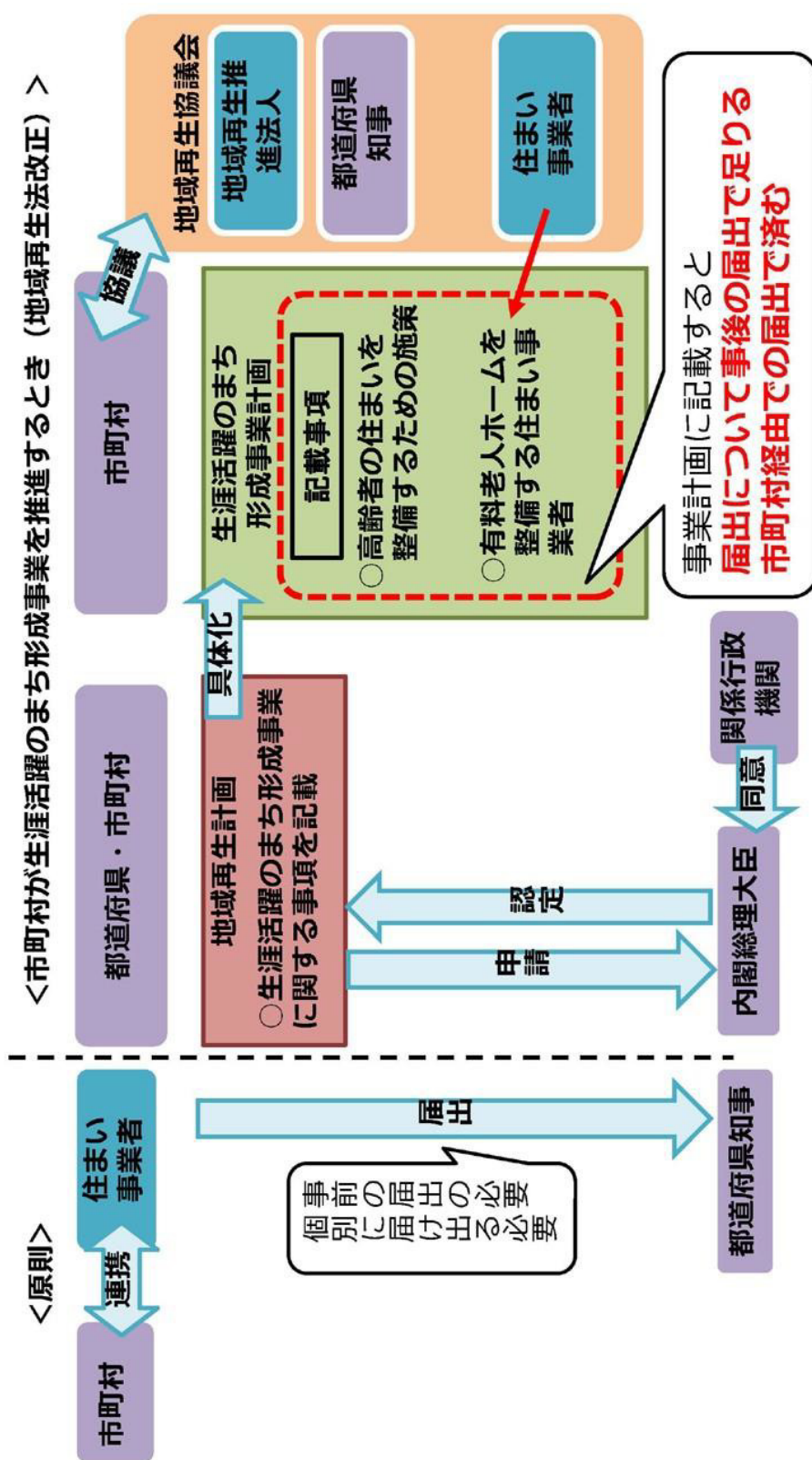
- ①有料老人ホームを整備する事業の実施主体の氏名（法人にあつては、その名称及び事務所の所在地）
- ②有料老人ホームの名称及び設置予定地
- ③事業開始の予定年月日
- ④当該有料老人ホームの管理者の氏名
- ⑤当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

生涯活躍のまち形成事業計画に記載する事項と添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している届出様式を活用することも考えられます。

図：有料老人ホームの届出に関する老人福祉法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（老人福祉法関係）

- 有料老人ホームを設置する場合、事業者は個別に、都道府県知事に、事前に届け出る必要がある。
- 今般、地域再生法の改正により、**市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成することにより、事業者の届出が事後（1月以内）に行えるようにするとともに、その届出について市町村経由でできることとする措置を講ずる。**



○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

二 生涯活躍のまち形成地域において有料老人ホームを整備する事業に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該有料老人ホームの所在地

ハ その他厚生労働省令で定める事項

（有料老人ホームの届出の特例）

第十七条の三十二 第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項（同条第十九項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により公表されたときは、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る有料老人ホームにつき行う老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出については、同項の規定にかかわらず、当該有料老人ホームの設置の日から一月以内に、その旨を当該有料老人ホームの所在地を管轄する都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する有料老人ホームにあつては、当該指定都市等の長）に届け出ることをもって足りる。

2 前項の有料老人ホーム（指定都市等の区域内に所在するものを除く。）を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出をする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄する市町村の長を経由してすることができる。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等）

第四条 法第十七条の二十四第四項第二号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名（法人にあつては、その名称及び事務所の所在地）

二 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三 事業開始の予定年月日

四 当該有料老人ホームの管理者の氏名

五 当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

2 認定市町村（指定都市及び中核市を除く。）は、生涯活躍のまち形成事業計画に法第十七条の二十四第四項第二号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの有料老人ホームについて老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の届出を行っていない場合に限る。）を記載し、法第十七条の二十四第一項の規定により協議会に協議しようとするときは、当該生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、これらを都道府県知事に提出するものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第二号イの実施主体の氏名及び住所

二 当該実施主体の条例、定款その他の基本約款

三 法第十七条の二十四第四項第二号ロの有料老人ホームの管理者の氏名及び住所

四 建物の規模及び構造並びに設備の概要

五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認を受けたことを証する書類

六 当該実施主体の直近の事業年度の決算書

七 当該有料老人ホームの運営の方針

八 入居定員及び居室数

九 市場調査等による入居者の見込み

十 職員の配置の計画

十一 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額

十二 老人福祉法第二十九条第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

- 十三 入居契約に入居契約の解除に係る返還金に関する定めがあるときは、当該定めの内容並びに返還金の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容
- 十四 入居契約に損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容
- 十五 医療施設との連携の内容
- 十六 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法
- 十七 長期の収支計画
- 十八 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、当該有料老人ホームにおいて供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

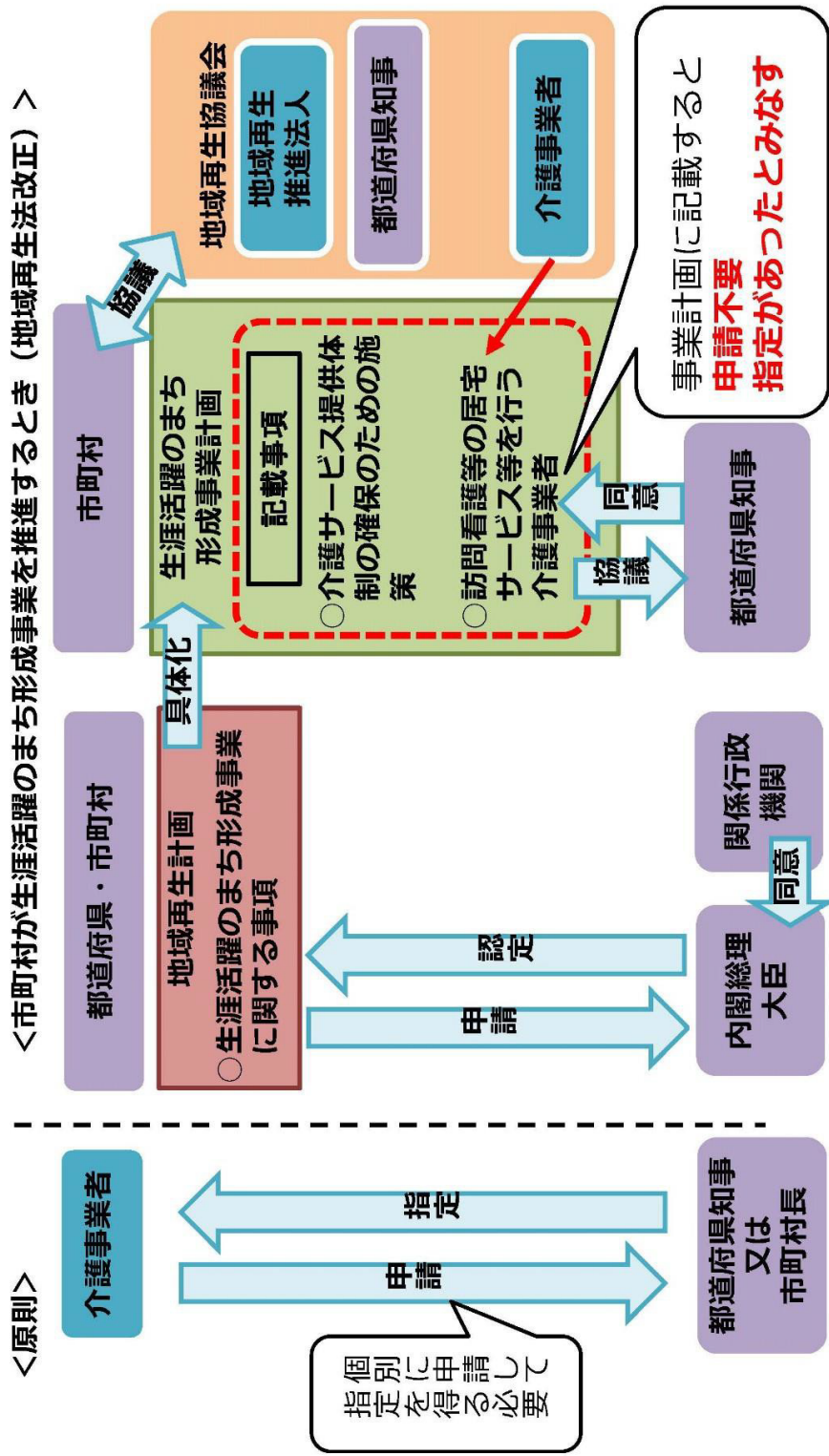
(3) 介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

居宅サービス事業者等の介護保険の事業者が事業を行うに当たっては、居宅サービス、介護予防サービスの場合は都道府県知事等の、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業については市町村長の指定を得る必要がありますが、法第 17 条の 24 の介護保険法の特例を利用する場合は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載されたサービス事業者については、介護保険法上の指定があったとみなされます。認定市町村の区域内に所在する事業所で新たにサービスを開始する場合に、これらの指定をまだ得ていないものについて、生涯活躍のまち形成事業計画の作成の段階で指定のみなしを得ることにより、事務の簡素化を図り、円滑に事業を実施することが想定されます。

図：介護保険の事業者の指定に関する介護保険法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（介護保険法関係）

- 現在、介護サービスを提供する場合は、事業者は個別に事業所ごとに都道府県知事又は市町村長にサービス事業者としての指定を申請しなければならない。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者について記載すると、指定手続が簡素化されるよう特例措置を講ずる。



特例の対象となる介護サービスは、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業(第一号介護予防支援事業を除く。)です。このうち、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護は特例の対象とはなりません。

以下では、居宅サービスの訪問介護及び地域密着サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護の例により解説します。記載事項や手続はサービスの種類により異なるため、それぞれの条項をご確認ください。

【居宅サービス(訪問介護)の例】

※居宅サービス及び介護予防サービスについて特例を利用する場合はこの例に準じます。

また認定市町村が指定都市、中核市である場合は地域密着型サービスの例に準じます(法第 17 条の 35 第1項による読替え)。

居宅サービス・介護予防サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

- (ア) 生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
- (イ) 必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て
- (ウ) 公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。なお、指定都市、中核市については都道府県知事の同意は不要となります(法第 17 条の 35 第1項による読替え)。

(ア) 記載事項は、法第 17 条の 24 第4項第3号(介護予防の場合は第5号)及び厚労省令第5条各号に記載されている

- ・当該事業の実施主体(実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名)
- ・当該事業を行う事業所の名称及び所在地(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)
- ・居宅サービスの種類
- ・当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日を記載してください。

(イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 13 条各号(介護予防の場合は第 17 条)の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします(法第 17 条の 24 第6項)。都道府県知事は、介護保険法第 70 条第2項又は第 70 条第4項若しくは第5項の規定(介護予防の場合は第 115 条の2第2項の規定)に当たらない場合以外は同意することとされています。(なお、居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合は、法第 17 条の 24 第7項に基づき、関係市町村の長に対し、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならないとされていますが、これは、介護保険法第 70 条第6項の関係市町村と同趣旨の規定です。)

(ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

(ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成） 第十七条の二十四（略）

- 4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。
- 三 生涯活躍のまち形成地域において行われる居宅サービス事業（介護保険法第八条第一項に規定する居宅サービス事業をいう。第六項及び第十七条の三十三第一項において同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 当該事業の実施主体
- ロ 当該事業を行う事業所の所在地
- ハ 居宅サービスの種類
- ニ その他厚生労働省令で定める事項
- 6 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第三号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について介護保険法第四十一条第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第一項において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第七十条第二項（同法第七十二条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしなければならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。
- 7 都道府県知事は、第四項第三号ハの居宅サービスの種類が介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスである場合において前項の同意をしようとするときは、関係市町村の長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の市町村介護保険事業計画（同法第一百七十条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この条において同じ。）との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。
- （居宅サービス事業等に係る指定の特例）
- 第十七条の三十三 第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の居宅サービスを行う居宅サービス事業について、介護保険法第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第五条 法第十七条の二十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二項に規定する訪問介護をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項
- イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名
- ロ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地
- ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)

第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

一 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所

ロ 当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等

ハ 法第十七条の二十四第四項第三号ロの事業所の平面図

ニ 利用者の推定数

ホ 当該事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ヘ 運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該居宅サービスを行う事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

リ 当該事業に係る資産の状況

ヌ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル 介護保険法第七十条第二項各号（病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、同項第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

【地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)の例】

※地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、第一号事業(指定して第一号事業を行う場合)について特例を利用する場合はこの例に準じます。また認定市町村が指定都市、中核市である場合は、居宅サービス、介護予防サービスの場合でもこの例に準じます(法第 17 条の 35 第1項による読替え)。

地域密着型サービスを行う事業所について、この特例を利用する場合は、

(ア)生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、

(イ) 公表する

ことにより、当該事業所が行うサービスについて、指定があったこととみなされます。

(ア) 記載事項は、法第 17 条の 24 第4項第4号(地域密着型介護予防サービスの場合は第6号、第一号事業の場合は第7号)及び厚労省令第6条各号に記載されている

- 当該事業の実施主体(実施主体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び職名)
- 当該事業を行う事業所の名称及び所在地(当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)
- 地域密着型サービスの種類
- 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

を記載してください。その際、厚労省令第 16 条(地域密着型介護予防サービスの場合は第 18 条、第一号事業の場合は第 19 条)各号の事項が記載されている書類を事業所から入手するなどして、当該事項に照らして記載の可否を判断し、介護保険法第 78 条の 2第4項の規定(地域密着型介護予防サービスの場合は第 115 条の 12 第2項、第一号事業の場合は第 115 条の 45 の5第2項の規定)により指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載してください。

記載事項と事業所から入手する書類については別途示す参考例を参照するほか、市町村において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。

- (イ) 生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長や関係都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の指定みなしの効力²が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

四 生涯活躍のまち形成地域において行われる地域密着型サービス事業（介護保険法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業をいう。第十項及び第十七条の三十三第二項において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ 当該事業の実施主体

ロ 当該事業を行う事業所の所在地

ハ 地域密着型サービスの種類

ニ その他厚生労働省令で定める事項

10 認定市町村は、第四項第四号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの事業所であって当該認定市町村の区域内に所在するものにより同号ハの種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定を受けていない場合に限る。第十七条の三十三第二項において同じ。）については、当該事項が同法第七十八条の二第四項（同法第七十八条の二の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、生涯活躍のまち形成事業計画に記載することができるものとする。

（居宅サービス事業等に係る指定の特例） 第十七条の二十三（略）

2 第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る施主体が当該事項に係る事業所により当該事項に係る種類の地域密着型サービスを行う地域密着型サービス事業について、当該認定市町村の長から介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第六条 法第十七条の二十四第四項第四号ニの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護（介護保険法第八条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。以下同じ。）である場合には、次に掲げる事項

イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び職名

ロ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

ハ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

² なお、この地域密着型サービスに係る指定みなしの効果は事業所の所在する認定市町村（所在地市町村）の区域において発生するものです。例えば、生涯活躍のまち形成事業計画が共同計画で、生涯活躍のまち形成地域が隣接する複数の市町村の区域にまたがって所在する場合、所在地市町村の区域内のみで指定の効力が生じます。このように複数の認定市町村による共同計画の場合は、事前に、介護保険法第 78 条の2第9項の規定により、あらかじめ非所在地市町村長と所在地市町村長との協議により、非所在地市町村の指定に当たって所在地市町村長の同意を要しない旨の合意をしておくことが考えられます。

(法第十七条の二十四第四項第四号に掲げる事項に関する記載)

第十六条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第四号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十八条の二第四項の規定により同法第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第四号ハの地域密着型サービスの種類が定期巡回・随時対応型訪問介護看護である場合には、次に掲げる事項
 - イ 法第十七条の二十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
 - ロ 当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
 - ハ 法第十七条の二十四第四項第四号ロの事業所の平面図及び設備の概要
 - ニ 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - ホ 運営規程
 - ヘ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ト 当該地域密着型サービスを行う事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
 - チ 介護保険法第七十八条の二第四項各号に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）
 - リ 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（当該地域密着型サービスが介護保険法第八条第十五項第二号に該当するときに限る。）

(4) 旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまち形成地域において、お試し居住などの宿泊を伴う事業を行う場合、その事業が旅館業に該当すれば、旅館業の許可を得ることが必要になります。法第17条の34の旅館業法の特例は、生涯活躍のまち形成事業計画に記載された生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け移住希望者を一時的に宿泊させる事業であつて、旅館業に該当するもの）の事業者については、旅館業の許可があつたとみなすこととする特例です。

この特例を利用する場合は、

- (ア) 生涯活躍のまち形成事業計画に事業主体についての必要事項を記載し、
- (イ) 必要書類を添付した上で、都道府県知事の同意を得て
- (ウ) 公表する

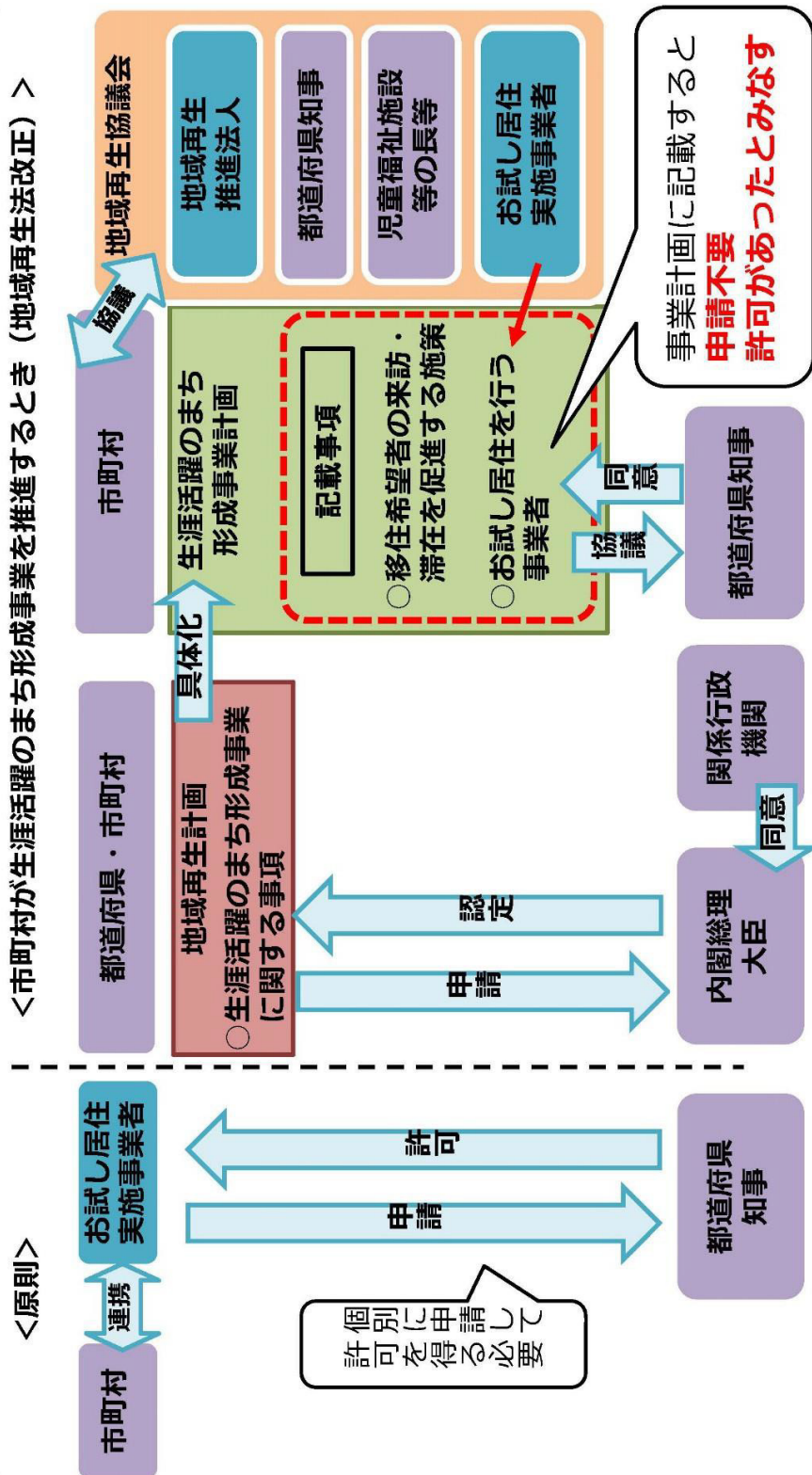
ことにより、当該事業所が行う旅館業について、旅館業の許可があつたこととみなされます。

なお、保健所設置市については都道府県知事の同意は不要となります（法第17条の35第2項による読替え）。

図：旅館業の許可に関する旅館業法の特例

生涯活躍のまちにおける地域再生法の特例措置（旅館業法関係）

- 現在、市町村がお試し居住を実施する事業者と連携してお試し居住を実施する場合であって、その一部が旅館業法の許可を受ける必要があるときは、事業者は個別に申請しなければならない。
- 今般、地域再生法の改正により、市町村が生涯活躍のまち形成事業計画を作成する際に、併せて事業者の旅館業の申請手続きが行えるよう、その手続についての特例措置を講ずる。



- (ア) 記載事項は、法第 17 条の 24 第 4 項第 8 号及び厚労省令第 10 条各号に記載されている
- ・当該事業の実施主体の氏名(法人にあつては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - ・当該宿泊の用に供する施設の所在地、名称
 - ・営業の種別(旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。)を記載してください。
- (イ) 上記(ア)の事項を記載した生涯活躍のまち形成事業計画に、厚労省令第 20 条各号の事項を記載した書類を添付し、都道府県知事に協議をします(法第 17 条の 24 号第 12 項)。都道府県知事は、旅館業法第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定により許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは同意することとされています。
- (ア)の記載事項と(イ)の添付書類については別途示す参考例を参照するほか、都道府県の担当部局と調整の上、都道府県において従前より示している申請様式を活用することも考えられます。
- (ウ) 都道府県知事の同意を得て、生涯活躍のまち形成事業計画が作成されたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知することとされています。公表の日から特例の許可みなしの効力が発生します。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

4 生涯活躍のまち形成事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

八 生涯活躍のまち一時滞在事業（生涯活躍のまち形成地域において宿泊の用に供する施設を設け、当該生涯活躍のまち形成地域への移住を希望する中高年齢者を一時的に宿泊させる事業であつて、その全部又は一部が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものをいう。第十六項及び第十七条の三十四において同じ。）に関する次に掲げる事項

- イ 当該事業の実施主体
- ロ 当該宿泊の用に供する施設の所在地
- ハ その他厚生労働省令で定める事項

16 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画に第四項第八号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業について旅館業法第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。第十七条の三十四において同じ。）を記載しようとするときは、当該事項について、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の同意を得なければならない。この場合において、当該都道府県知事は、当該事項が同法第三条第二項又は第三項の規定により同条第一項の許可を与えないことができる場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとする。

（旅館業の許可の特例）

第十七条の三十四 第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項が記載された生涯活躍のまち形成事業計画が同条第十八項の規定により公表されたときは、当該公表の日において、当該事項に係る実施主体が当該事項に係る施設により行う生涯活躍のまち一時滞在事業について、旅館業法第三条第一項の許可があつたものとみなす。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

第十条 法第十七条の二十四第四項第八号ハの厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名（法人にあっては、その名称、事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設の名称
- 三 営業の種別（旅館業法第二条第一項に規定する旅館業の種別をいう。）
（法第十七条の二十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意）

第二十条 認定市町村は、法第十七条の二十四第十六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

- 一 法第十七条の二十四第四項第八号イの実施主体の氏名、生年月日及び住所（法人にあっては、定款又は寄附行為の写し）
- 二 法第十七条の二十四第四項第八号ロの施設が旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第 28 号）第五条第一項に該当するときは、その旨
- 三 当該施設の構造設備の概要及び当該構造設備を明らかにする図面
- 四 旅館業法第三条第二項各号までに該当することの有無及び該当するときは、その内容

② 生涯活躍のまち形成事業計画の策定手続

ア 地域再生協議会

(1) 地域再生協議会の設置(法第 5 条第 9 項及び第 17 条の 24 第 1 項)

事業計画を作成する際には、地域再生計画を作成した地方公共団体のほか、地域再生推進法人、都道府県、移住支援やまちづくりを行う事業者、就業や生涯学習など社会的活動を支援する事業者（公共職業安定所やシルバー人材センター、大学、公民館や図書館、博物館などの社会教育施設など）、医療・福祉サービスの提供事業者（医療法人や社会福祉法人など）、住民など地域の様々な関係者が参画する地域再生協議会を設置し、事業計画に盛り込まれる内容等について協議し、多様な意見が適切に反映されるようにすることが必要です。

このため、事業に参画する関係者の連携のもとに事業を進めるため、生涯活躍のまち形成事業計画を作成するにあたっては、地域再生協議会の協議を経ることとされています（法第 17 条の 24 第 1 項及び第 2 項）。

地域再生計画の作成に当たっては、地域再生協議会を組織することは任意となっていますが、生涯活躍のまち形成事業計画の作成に当たっては、認定市町村は協議会における協議を行う必要があるため、生涯活躍のまち形成事業計画の作成を検討している市町村にあっては、あらかじめ協議会を組織しておくことが望ましいものと考えられます。地域再生協議会については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）第 4 章も参照してください。

なお、「生涯活躍のまち」を具体化するにあたっては、中長期的に事業の自立性や持続可能性を確保する観点から、事業の実現性や継続性、地域への効果などについて、関係事業者のみならず教育機関、地域金融機関、住民など幅広く知見を結集して検討を行うことが重要となります。また、住み替え・移住希望者を計画段階から募集すること等を通じ、地域住民にとって魅力的なまちづくりに関する事業計画を作成することも考えられます。

(2) 地域再生協議会の構成員(法第 12 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条の 24 第 2 項)

地域再生協議会の構成員は、法第 12 条第 2 項及び第 3 項において

(ア) 地方公共団体

(イ) 地域再生推進法人

(ウ) 地域再生を図るために行う事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

(エ) 当該地方公共団体が作成しようとする地域再生計画又は認定地域再生計画及びその実施に関し密接な関係を有する者(任意)

(オ) その他当該地方公共団体が必要と認める者(任意)

が構成員となるとされていますが、生涯活躍のまち形成事業計画を作成する場合は、これ以外に、

(カ) 都道府県知事

(キ) 法第 17 条の 34 の旅館業の特例を利用する場合であって、厚労省令第1条第1項各号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね百メートルの区域内に、宿泊の用に供する施設があるときは、同項各号に規定される者

(ク) 法第 17 条の 33 第2項及び第4項の地域密着型サービス事業等に係る指定の特例を利用する場合、厚労省令第1条第2項に規定される者(任意)

を構成員として加えた協議会で協議する必要があります。

(カ)の都道府県知事は高齢者居住安定確保計画、都道府県介護保険事業支援計画、医療計画等の高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定める計画を策定する主体であり、生涯活躍のまち形成事業の実施に密接な関係を有することから、必須の構成員とされています。

また、(キ)については、旅館業の特例を利用する場合に、旅館業法第3条第4項に基づき旅館業の許可に当たって意見を求めることとされている近隣の学校長などを地域再生協議会に加えて意見を反映することができるようにしています。

なお、実際の協議の場への出席者は、各組織の長である必要はなく適切な者が代理で出席することも考えられます。

(ク)については、介護保険法第 78 条の2第7項及び同法第 115 条の 12 第 5 項において、地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定に当たって意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている介護保険の被保険者その他の関係者について、市町村の判断で必要に応じて地域再生協議会に加えることができるとしています。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

2 認定市町村は、前項の協議を行う場合には、都道府県知事その他厚生労働省令で定める者を協議会の構成員として加えるものとする。

○厚生労働省関係地域再生法施行規則（平成 28 年厚生労働省令第 94 号）（抄）

（地域再生協議会の構成員として加える者）

第一条 地域再生法（以下「法」という。）第十七条の二十四第二項の厚生労働省令で定める者は、認定市町村（法第五条第十六項の認定（法第七条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（特別区を含む。）をいう。以下同じ。）が法第十七条の二十四第四項第八規号の規定に基づき生涯活躍のまち形成事業計画（同条第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下同じ。）に同号に掲げる事項（同号イの実施主体が同号ロの施設において行う生涯活躍のまち一時滞在事業（同号に規定する生涯活躍のまち一時滞在事業をいう。）について旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けていない場合に限る。）を記載しようとする場合であって、同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲おおむね百メートルの区域内にあるときにおいて、次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- 一 大学附置の国立学校（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第六号において同じ。）が設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下この項において同じ。）をいう。第三号及び第五号において同じ。）をいう。）当該大学の学長
 - 二 高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この項において同じ。）当該高等専門学校の校長
 - 三 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校（地方公共団体の設置する学校をいう。以下この号において同じ。）当該公立学校を設置する地方公共団体の教育委員会
 - 四 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共団体の長
 - 五 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人の設置する学校をいう。）学校教育法に定めるその所管庁
 - 六 国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園であって、指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）又は中核市（同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）の区域内に所在するもの 当該指定都市又は中核市の長
 - 七 児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいい、幼保連携型認定こども園を除く。）同法第四十六条に規定する行政庁
 - 八 旅館業法第三条第三項第三号の規定により都道府県（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区（第二十六条第二項において「保健所設置市等」という。）にあつては、市又は特別区）の条例で定める施設当該条例で定める者
- 2 認定市町村は、法第十七条の二十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四項第六号に掲げる事項を生涯活躍のまち形成事業計画に記載しようとする場合において、当該認定市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要があると認めるときは、法第十二条第一項に規定する地域再生協議会（以下「協議会」という。）に、当該関係者を構成員として加えることができる。

(3) 地域再生協議会の開催(法第 17 条の 24 第 2 項)

地域再生協議会の開催に当たっては、(2)に記載する構成員に対し十分な期間をもって参加を呼びかけることが望ましいと考えられます。

また、地域再生協議会を組織したときは、則第 12 条に規定する手続に基づいて、遅滞なくその旨を公表しなければならないこととされています。

イ 地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の提案

第3章の3のとおり、「生涯活躍のまち」の事業運営については、民間企業や医療法人、社会福祉法人、大学や社会教育施設、NPO、まちづくり会社(第3セクター)など多様な事業主体が「運営推進機能」を担うことが想定されており、この「運営推進機能」を担う事業主体として、地域再生推進法人制度の活用が期待されます。

これまで、地域再生推進法人制度において、営利法人については、政令で定める要件(株式会社にあっては地方公共団体が有する議決権の割合が3%以上であること、持分会社にあっては社員に市町村があること)を満たすことを指定の条件としてきたところですが、この要件を満たさない営利法人についても、地域再生を実施する中核的な担い手として期待がされていること等を踏まえ、平成28年の地域再生法改正により、地方公共団体が出資していない営利法人であっても推進法人として指定することができることとされています(法第19条)。「運営推進機能」を担う事業主体を地域再生推進法人として指定する場合は、地域再生計画認定申請マニュアル(総論)第5章及び地域再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱例も参照してください。

また、認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係る業務を行うものとして、認定市町村に指定された地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更の提案を行うことができます(法第17条の25第1項)。

提案を行う場合、地域再生推進法人は、生涯活躍のまち形成事業計画の素案に、法人の名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書を添付して認定市町村に提出する必要があります(則第44条)。

生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものとなる必要があります(法第17条の25第2項)ので、素案の作成に当たっては認定市町村と情報交換・協議を行い、認定地域再生計画の内容と齟齬がないように作成してください。

素案を受け取った認定市町村は、遅滞なく当該素案の採否を検討し、採用する場合はこの素案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画案を作成することとされています。(法第17条の26)。素案を採用しない場合はその旨と理由を地域再生推進法人に回答することとされています(法第17条の27)。

○地域再生法(平成17年法律第24号)(抄)

(地域再生推進法人による生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案)

第十七条の二十五 地域再生推進法人は、認定市町村に対し、内閣府令で定めるところにより、その業務(認定地域再生計画に記載されている生涯活躍のまち形成事業に係るものに限る。)を行うために必要な生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(次条及び第十七条の二十七において「生涯活躍のまち形成事業計画提案」という。)に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容は、認定地域再生計画に基づくものでなければならない。

(生涯活躍のまち形成事業計画提案に対する認定市町村の判断等)

第十七条の二十六 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案が行われたときは、遅滞なく、活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画(生涯活躍のまち形成事業計画提案に係る生涯活躍のまち形成事業計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる生涯活躍のまち形成事業計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更を必要と判断し、当該生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更を必要と認めるときは、その案を作成しなければならない。

(生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成等をしていない場合にとるべき措置)

第十七条の二十七 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画提案を踏まえた生涯活躍のまち形成事業計画の作成又は変更をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該生涯活躍のまち形成事業計画提案をした地域再生推進法人に通知しなければならない。

○地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第四十四条 法第十七条の二十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の二十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村に提出しなければならない。

ウ 他の法律の規定による計画との調和

生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければなりませんとされています（法第 17 条の 24 第 17 項）。その他の法律の規定による計画には、医療計画、都道府県の介護保険事業支援計画及び立地適正化計画が含まれます。必要に応じて都道府県や医療、福祉、都市計画・開発許可等に関する関係部局と事前に十分な時間的余裕を持って協議・連携を行ってください。

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

17 生涯活躍のまち形成事業計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画、市町村介護保険事業計画その他の法律の規定による計画であって高年齢者の居住、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。

エ 生涯活躍のまち形成事業計画の公表

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを当該市町村の掲示板やホームページにおいて公表する等、不特定多数の者が閲覧することができる状態で公表してください（法第 17 条の 24 第 18 項）。法第 17 条の 28 から第 17 条の 34 までの特例を利用する場合、この公表の日から特例の効力が生じます。

オ 生涯活躍のまち形成事業計画に係る通知

認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、当該計画が地域再生協議会の協議や都道府県知事の同意を得るなど正式な手続を経て作成されたものである旨の通知書を、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び特例等を受ける実施主体に対して送付してください（法第 17 条の 24 第 18 項）

○地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）（抄）

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成）

第十七条の二十四（略）

18 認定市町村は、生涯活躍のまち形成事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都道府県知事に通知しなければならない。